

関自貨第994号
令和4年12月9日

関東トラック協会
会長 浅井 隆 殿

関東運輸局長
新田 慎二



「標準的な運賃の告示制度」の更なる普及に向けて

トラック運送業においては、運転者の労働環境が他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっているところ、こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図る観点から、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号）が制定され、その改正の一つとして、トラック運送業がその機能を持続的に維持して行くに当たっては、法令を遵守して運営を行っていく際の参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、令和5年度末までの時限措置として「標準的な運賃の告示制度」が設けられたところです。

関東運輸局管内の「標準的な運賃」の考え方を踏まえた運賃の届出状況については、徐々に普及が進んできているところではありますが、全国平均からすると未だに低調な状況（令和4年10月末現在、全国平均50.9%、関東運輸局管内24.3%）にあります。

また、当局としても、トラック運送業の抱える様々な課題の解決に向けて、本年5月には関東運輸局、各都県労働局、関東経済産業局の連名により、管内の荷主企業（約8,600者）に対して適正な運賃收受への理解と協力を呼びかける文書を送付したほか、本年11月14日には、関東商工会議所連合会に対し、関東経済産業局長との連名により、トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくことを傘下会員に周知することを依頼したところです。

貴協会におかれましても、持続可能な物流の実現のためには、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを進めることが不可欠であるとの考えに立つとともに、下記について、改めて傘下会員に周知するようお願いいたします。

記

1. トラック事業者と荷主が協議の上、適正な運賃による契約を締結することが取引環境の適正化のために不可欠との認識のもと、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むこと。
2. 「標準的な運賃」の考え方を踏まえた運賃・料金を定めた場合には、その運賃・料金を貨物自動車運送事業報告規則の規定に基づき適切に届出すること。